

午前10時00分開議

武田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

横田 誠二 委員の質疑及び答弁

武田委員長 横田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

横田委員 おはようございます。自由民主党富山県議会議員会の横田でございます。

今定例会の質問の機会を賜りありがとうございます。今回は予算特別委員会での質問でありまして、また今定例会は、いわゆる予算議会であることを踏まえて、予算関係を中心に質問をしていきたいと思っております。

それでは、大項目1点目として、健全な財政運営と簡素で効率的な行財政運営について質問を進めます。

地方自治法が示しますとおり、本県を含む地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。

人口が年々減少し、複雑、多様化する県民ニーズに的確に対応し、行政課題の解消に努めることは県民満足度の向上につながります。そして、その財源を捻出するとともに、限られた職員で多くの仕事ができるよう不断の行財政改革に取り組み、事務事業、業務の選択と集中による整理・合理化を進めながら予算を編成し、行政運営に当たる必要があります。

そこで、今定例会に上程された令和7年度一般会計当初予算案を見ると、総額約6,006億6,000万円、対前年2.0%、金額に

して約119億9,000万円減となるもので、コロナ禍で拡大した経費が大きく減少したとのことです。

そして、予算案のポイントに能登半島地震の復旧・復興など3つを挙げ、その同列に既存事業の抜本的見直し、再構築を挙げ実行されたことを評価いたします。

ここで、この見直しの設定目標を見ると、既存の事務事業本数の2割削減を目指すもので、対象となる2,553事業の602事業を停止あるいは廃止されましたが、一連の目的は、より多くの県政課題の解決や要望の実現を図るために必要な財源確保と認識しています。

つまり、見直した事業本数や率を誇示するものではないと考えるところであり、そこで1点目に、見直し対象外の事業を含めた総事業数と見直しによる一般財源の効果額を南里経営管理部長にお伺いいたします。

南里経営管理部長 今回の見直しのベースとなる令和6年度の総事業数は、事業数としてのカウントが困難な給与費ですとか公共事業などを除きまして、約4,500事業ございます。そのうち義務的経費など政策的な裁量の余地が少ないものを除いた2,553事業を見直し対象といたしました。

取組の結果、1,046事業を見直し、そのうち602事業、これが見直し対象の23.6%ですけれども、こちらを廃止または停止といたしました。見直し効果額は、事業費ベースで約33億円となり、そのうち一般財源ベースでは約15億円となりました。

こうして生み出しました財源やマンパワーですが、11月の予算編成方針を出したときには、要調整額50億円あると言っておりましたけれども、こういったものを活用しながら震災からの復旧・復興、人口減少対策等の重点分野に配分しておりまして、新たな行政課題や県民の皆様のニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、次起こり得るかもしれない災害等の不測の事態に

備えてまいりたいと考えております。

横田委員 事業総数、総事業費で大きく見えると思ったのですが、一般財源ベースで15億円削減された。さらには、今ほどおっしゃられました職員の働き方改革、職員の労働力も確保し、事業を削減するということにつながるということでお疲れさまでございました。

続きまして、前述の停止、廃止と判断した602事業について、県民生活にどのような影響を及ぼすのか、また今後の対応をどのように見通しておられるのか疑義が生じるところです。

そこで2点目に、事業見直し等で停止、廃止とされた事業について、その主な内容と令和8年度以降の対応方針を南里経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 既存事業の抜本的見直し・再構築の取組によりまして廃止または停止とした事業は、先ほど申し上げたとおり602事業でございます。

具体的には、例えば、アジア高度人材受入れ事業について事業スキームを見直した上で別事業と統合し廃止したものですとか、鉄軌道王国とやまホームページの運営関連事業を廃止し、その掲載内容をとやま観光ナビの活用により観光情報と合わせて効果的に発信することにしたものですとか、エシカル消費のPR事業について、一般向けの広告やシンポジウムを廃止し、学校の児童生徒さん向けの消費者教育に重点化した事業に再構築したものですとか、国際観光の推進において、インバウンドの動向を踏まえて重点的にプロモーションに取り組む市場を見直したものなど様々な形で行いました。

見直しに当たっては、事業の廃止・統合により業務効率化や重点ターゲットへの資源の集中ができないか、デジタル化による事務事業の縮減を図れないか、長年同様に取り組んできたため効果が小さくなってきたものを廃止して、より効果の高い事

業へ再構築できないかなどの観点から、各部局において事業の実施状況、効果、県民生活、事業活動への影響なども十分考慮いただいた上で検討を進めたところです。

令和8年度以降については、今回の見直しの効果等を踏まえての検討になります。例えば、今回一旦停止とした事業も単純に令和8年度に再開ありきではなく、社会情勢、ニーズ、効果をよく見極めて、より効果が見込める事業への見直しを図るなど、引き続き選択と集中、改革と創造を念頭にめり張りある対応を進めてまいりたいと考えております。

横田委員 どちらかと言いますと、業務の効率化とかを図られたということ、選定に当たっては県民生活への影響も十分考慮されたということで、単にその停止となったものがまた8年度以降から単純に復活することもないというような話もありまして、理解いたしました。

続きまして、さて、当局においては、これら財源確保に向けた歳出削減と併せまして、不測の事態に備えた基金の積み増しも行われています。

今定例会では、令和6年度補正予算案が二度上程され、3月7日の補正で財政調整基金繰入金25億2,287万7,000円の歳入予算の減額、つまり基金の取崩しをやめました。加えて、10億円を積み立てるとされました。これにより同基金の年度末残高は37億円余りになると存じます。

皆様御承知のとおり、我々地方公共団体は赤字地方債を発行できないため、感染症拡大や自然災害等の予期せぬ事態の場合には、歳出削減や基金の取崩しなどで対応せねばなりません。したがって、財政調整基金や県債管理基金を一定程度確保していく必要があると考えますが、総務省の令和4年度財政状況資料集の基金残高に係る経年分析における本県の記述では、両基金合わせて標準財政規模の5%程度を維持・確保するとありま

す。

そこで３点目として、本県が確保すべき基金規模の考え方について、南里経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 確かに地方自治体は、国と異なりまして、原則収支不足を補うための赤字の地方債の発行ができません。そのため、大規模災害や経済不況等の不測の事態で緊急に財源が必要となる場合に備えて、これらの基金を一定程度確保しておくということは、安定的な財政運営を行う上で不可欠であると考えております。

財政調整基金と満期一括償還分を除いた県債管理基金を合わせた残高として、本県ではこれまでの他県の災害対策の規模等を踏まえまして、委員御指摘のとおりですが、標準財政規模の５％に相当する約１５０億円を目安に確保するよう努めているところです。今般の震災対応では財政調整基金を十分に活用いたしまして、当面必要となる復旧・復興事業に対応することができており、この目安は一定程度妥当であったと考えています。

なお、今後の災害に備えて、また税收の状況も踏まえ、去る７日に追加提案しました２月補正案では、財政調整基金への積立てを計上しております。引き続き将来の財政状況を勘案しつつ、必要な財源に不足がないよう適切に対応してまいります。

横田委員 積立てを実際に取り崩したという、今回の能登半島地震で妥当であったということ、標財規模の５％で１５０億円を目安ということで了解いたしました。適正な確保に努めていただきたいと思います。

また、基金に関して、３月７日上程の今年度補正予算で、税收増により翌年度以降に地方交付税が減額調整されることに備えた積立て分として６０．６億円、翌年度以降の臨時財政対策債の償還に充てるため、令和６年度普通交付税の再算定で追加された臨時財政対策債償還基金費の積立て分として２７．４億円、計８８

億円を県債管理基金に積み立てる予定となっています。

そこで４点目として、今回のこの積立ての考え方と活用見込み、今後の償還に備えて積み立てている額について、南里経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 県債管理基金については、今補正予算案では２つの観点により積み増しを行うこととしております。

まず一つには、国の令和６年度補正予算で地方交付税総額が１．２兆円増額されまして、そのうち４，０００億円が翌年度以降の公債費負担軽減分として措置されまして、本県には約２７億円が追加交付されました。この措置を踏まえて、令和７年度及び８年度の臨時財政対策債の償還財源として活用するため今回積み立てるものです。これは、昨年度も同様の措置がありまして、同じ対応を行っておるところでございます。

また、もう一つには、令和６年度は実質税収が当初予算から上振れる見込みでございまして、普通交付税算定時の収入額とも大きく乖離することから、その乖離分の一部は後年度の普通交付税の算定において減額算定されることになります。このため、今後の交付税の減額精算に備えて、県債償還が滞ることがないように必要額の約６０億円を積み立てるものでございます。これは税収が大幅に上振れした令和３年度と同様の対応でございます。

この２つの観点を合わせて約９０億円を積み立てるものでございますが、いずれも後年度の償還に対応するためのものでありまして、新年度以降順次活用していきます。

なお、令和６年度末の残高のうち後年度の満期一括償還に備えた積立額を除きまして、災害等不測の事態で財源不足が生じた場合でも、県債の償還財源として活用できるのは２８０億円程度となります。県債償還のため、計画的に基金を取り崩すこととしておりまして、今後も財政状況を見極めながら、残高の適

切な管理に努めてまいります。

横田委員 臨財債の償還や、令和３年度と同様に税収が上振れした分の積立てということで、しっかり対応なされているということを理解いたしました。

続きまして、この一定額が確保される県債管理基金に関しまして、本県の債務状況を見ますと、近年の本県一般会計の起債残高は逓減傾向にありますけれども、令和７年度末で約１兆６００億円の見込みです。そしてその償還のために、同年度当初予算に９１３.５億円の公債費が計上されています。扶助費と人件費を加えた義務的経費は、対前年０.６ポイント増の４７.７％と会計予算の半分近くを占めます。

そして昨今、金利が急激に上昇しており、今後の起債発行による県債利払いへの影響が懸念され、ひいては義務的経費である公債費の増加が本県財政を圧迫します。また、予算発表資料の中期的な財政見通しによれば、今後も公債費が逓増傾向にあることを踏まえ、起債の繰上償還も積極的に行うなど、県債残高の縮減に取り組む必要があります。

このような中で、３月７日上程の令和６年度補正予算では、元富山県営水力電気並鉄道事業資金特別会計から一般会計への繰出金７０億円が減額補正されるなどしており、さきの質問で取り上げましたとおり、各基金残高も上積みの予定です。

こうしたことを踏まえて、将来にわたって健全な財政運営を実現するため、５点目として、金利上昇による利払い費の増など公債費の増加は財政の硬直化を招くことから、県債残高の適正な管理を図っていく必要があると考えますが、南里経営管理部長に所見を伺います。

南里経営管理部長 県債が過度に増加し公債費の占める割合が大きくなると、ほかの行政経費を圧迫し財政の硬直化を招くことから、金利の動向にも留意し、残高の適正な管理を図ってい

なければならぬと考えております。

本県は過去に発行した県債の償還が進み、県債残高が減少する一方で、将来への積極的投資や災害対応に伴い公債費が比較的高い水準で推移していることから、令和5年度の実質公債費比率は13.8%、将来負担比率は217.7%といずれも全国下位の水準でございます。近年の新規発行額については、国税収の増加に伴い、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行が減少していることなどから、平成26年度末のピーク、1,261億円以降減少傾向にあります。

一方で、県民の安全・安心のためのインフラ整備、社会ニーズに応じた施設整備・更新などの投資を適切に行うことも必要です。こういったものは長期間にわたり県民に受益がある投資ですので、将来世代と負担を分かち合うことを前提として県債を発行することとしております。この場合でも、交付税措置のある有利な県債を活用するなど、可能な限り後年度の財政負担の硬直化を招かないように努めております。

また、繰上償還についても、社会情勢や県財政の状況等を踏まえて適時適切に対応しているほか、市場公募債、グリーンボンドなど資金調達手段の多様化や、発行年限や発行時期・発行単位などを工夫しまして、適切な発行・借入れ条件の設定に努めております。

県民生活、事業活動に必要な投資は行いつつ、後年度の負担を見通して県債残高の水準を管理していくことは重要です。引き続き健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

横田委員 適正な県債管理に努められるということで、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、同じく健全な財政運営に向けて大局的、長期的に考えれば、多額の維持管理及び更新費を要する公共施設等の最適な配置の実現が肝要です。

このため本県では、平成28年2月に富山県公共施設等総合管理方針を策定し、二度の改定を経て今日に至りますが、公共施設等は、庁舎や学校などの建物と、道路や橋梁、河川などインフラの2つに大別されます。

同方針で、令和2年度末現在で県が保有するそれら公共施設等全てについて、耐用年数ごとに同規模に更新する事後保全型維持管理を実施した場合、30年間に約1兆5,433億円となるが、長寿命化対策を講じ耐用年数を超えて使用する予防保全型維持管理の場合は約8,975億円に抑えられ、約6,458億円の費用削減効果が見込まれる予定となっています。

しかし、予防保全型維持管理方式を採用しても、各年度に要する経費299億円は、過去3年間の平均279億円を上回るため、施設等の保有総量の適正化や効率的、効果的な維持管理等を行う必要があります。

県では新年度に、持続可能な行政サービスの在り方の検討に取り組まれる予定であり、この点も含めて6点目に、今後どのように公共施設等の保有総量の適正化や効率的な維持管理に取り組んでいくのか、南里経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 県の公共施設の建物は築50年以上が21%、30年以上が67%を占める状況でして、インフラ施設の老朽化も進んでおります。予防保全型の維持管理を進めた場合でもかなりの額が必要ということで、委員の御指摘のとおりでございます。

県ではこれまでも個別施設計画に基づく施設の再編、集約化、長寿命化の取組を推進するとともに、副知事、部局長で構成する県有施設整備等推進委員会において部局横断的な検討も進めてまいりました。一方で、公共施設の在り方は県民生活に関わることから、施設の老朽化に起因するハード面からだけでなく、時代に応じた業務内容や機能面などソフト面からも検討を進める必要がございます。

そこで新年度、県内部での議論から一歩進めまして、外部委員から成る検討会を設置し、持続可能な行政サービスの在り方について県民目線での総合的な検討を行う予定です。検討会では、県全体を俯瞰し、例えば市町村や民間も含めた広域的な視点での業務や機能面での役割分担、連携などについても議論いただきたいと考えています。

国における担い手確保の観点からの検討状況なども踏まえまして、令和8年度をめどに県管理方針を見直しまして、公共施設の保有総量の適正化や効率的な維持管理につなげてまいります。

横田委員 令和8年度をめどに県管理方針を見直すということで、よろしくお願いいたします。

続いて、管理方針の着実な推進に向けて、国が示す考えや他自治体の状況等を調べました。国では管理方針に数値目標を記載することが望ましいとしており、総務省の公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表では、23府県が数値目標を設定します。

国では、公共施設管理に関する地方公共団体の事務負担軽減にも言及されていますが、施設等の保有量の適正化を図るには、県民の皆さんに必要性を理解していただくことが必要であり、そのためには、具体的に伝え、より明確に適正化への理解及び意識を醸成しなければなりません。

そこで7点目として、公共施設等の管理に関する数値目標を設定してはどうかと考えますが、南里経営管理部長に所見を伺います。

南里経営管理部長 委員御指摘のとおり、総務省の全国調査結果では、23府県で数値目標を設定している一方で、本県を含む24都道府県では未設定の状況です。

県では、県の公共施設は様々な分野にわたり、施設類型ごと

に考え方が異なること、市町村行政の補完機能も含めて防災面などの安全・安心や県全体の均衡ある発展を支える広域的な観点での配慮も必要なこと、県行政改革推進会議の提言を踏まえて、平成17年度以降、県公共施設等総合管理方針の策定前まで既に27施設の公共施設の廃止・移管を進めてきたことなどから、県管理方針では定量的な目標設定ではなく、「国や市町村等との役割分担による施設の在り方検討、PPPやPFIによる公共施設等の転用・集約・除却等を行い、中長期的に公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組む。」との定性的な目標設定をしてきたところでございます。

一方で、人口減少が当時よりさらに進んでおりまして、県民生活に関わる公共施設の老朽化対策だけでなく、時代に応じた業務内容、機能面などからの検討も含め、より一層公共施設等マネジメントを推進することが求められておりまして、令和5年度包括外部監査においても同様の指摘を頂いているところでございます。

そのような状況に鑑みまして、新年度に持続可能な行政サービスのあり方に関する検討を行う予定です。その議論等も踏まえまして、県公共施設等総合管理方針の計画期間の前期最終年度である令和8年度を目途に、総務省の指針や包括外部監査の御指摘を踏まえた記載事項の追加や修正を予定してございます。

県としては、より一層の公共施設の効果的、効率的な維持管理や保有総量の適正化などの観点も踏まえて実効的な方針となるよう努めてまいります。

横田委員 数値を示すことが目的ではなくて、適正に公共施設が管理されて持続的に行政運営がなされていくということが目的です。定性的な目標であった、それから包括外部監査で指摘もされているということで、しっかりと県民の皆さんにあるべき姿を示しながら適正に取り組まれたいと思います。

次に、公共施設再編以外にも人口減少を背景とした社会構造の見直しの必要性は様々な分野に及んでいます。中でも医療分野について取り上げなければなりません。

本件に関しては、県が平成29年3月に富山県地域医療構想を策定しましたが、医療資源の効果的かつ効率的な再配置、つまり病院再編が進んでいません。

このような中、令和5年5月に新型コロナがいわゆる感染症法上の5類感染症に位置づけられ、コロナ関連補助金がなくなった同年度の公的病院の決算は多額の赤字が生じました。御存じのとおりと思います。

今後も人口減による医療需要減を踏まえれば、各病院が疲弊した先に消極的に集約化される前に、病院再編を進めねばなりません。公的病院は当事者同士であり、病院によってはライバル関係があることなどから再編が進まないという面があります。

その具体例として、高岡市民病院と厚生連高岡病院が競い合うように医療機器のダヴィンチを導入した事例があり、私は高岡市民病院の導入に懸念を示し、令和元年6月に議会質問を行いました。当時の市答弁では、ダヴィンチの年間維持管理費は約1,500万円で、減価償却費、年間維持費及びダヴィンチ手術1回当たりの消耗品費、ダヴィンチを用いた腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術における医療報酬を勘案した年間の手術件数の損益分岐点は40件程度を想定しているとのことでした。

その結果、コロナ禍もありますが、同院の令和元年度から5年間のロボット支援下内視鏡手術の年平均件数は33.8件で、また令和7年度高岡市一般会計当初予算には、高岡市民病院事業会計予算への10億円の長期貸付け予算が計上されるに至っています。加えて、例年一般会計から病院事業会計の繰出金があり、直近令和5年度決算額は約10.4億円繰り出しています。これが

市町村現場の現状であり、一つの例です。

そこで、現状を打破するには第三者の介入が必要です。県が主導し、全国で導入が進む地域医療連携推進法人を設立し、これによって複数の医療機関等が法人に参画することで、病院間の競争よりも協調を進め、地域等で質が高く効率的な医療提供体制を確保するものです。これに関連しては、同じ会派の種部議員からは、医療圏を1つにする方向性を検討する旨の提案型の質問がありましたが、医療法人と医療圏の違いはありますが、同じ傘の下で各病院が協調を進められる体制づくり、これと県が積極的に取り組むという点で方向性は同じです。あるいは医療圏を一つにして、その下にこうした連携法人を立ち上げてという段階かもしれませんし、いずれにしても県がしっかり取り組まねばいけないと。

以上を踏まえまして、8点目として、県民への医療提供体制及び病院経営双方の改善を図るには、県がさらに踏み込んだ対応を取るべきですが、新田知事に所見を伺います。

新田知事 県内の医療機関においては、人口減少に伴って入院・外来患者が減ったり、また光熱費の高騰、物価高によって材料費が上がったりということ、また経営状況がそうしたことで厳しくなっているという状況は理解をしております。県では令和4年度以降、7度にわたる光熱費や給食材料費の高騰対策支援に加えて、2月補正予算において経営改善に向けた生産性向上に資する設備導入等に取り組む医療機関に対し給付金を支給する費用も計上しております。

また今年度、医療圏ごとの地域医療構想調整会議において、求められる医療機関の機能とその機能を担う医療機関について議論し、整理を行ったところです。公的病院をはじめ各病院には、その求められる医療機関機能に基づいて病床機能や病床数の適正化などに取り組み、医師、看護師などの適切な配置によ

って重点的、効率的な医療の提供に努めることで経営の強化を進めていただきたいと考えておりまして、県としても地域医療介護総合確保基金を活用して、引き続き病床機能の再編に関し支援をしていきたいと考えています。

御提案の地域医療連携推進法人制度ですが、私の1期目のマニフェスト（八十八の具体策）がありますが、ここでも取り上げております。県内医療機関に対しその制度を周知するとともに、法人設立の具体的な相談があれば助言、指導などの支援を行える体制を整備しました。

この制度に参画する医療機関には、メリットとしては、医薬品、医療機器などの共同購入、また法人内の病院間での病床の融通や医療従事者の適正な配置などがあります。他方、機能分化、業務連携に関する法人の方針の作成というものが始める場合は必要で、法人業務の実施や理事会、社員総会、評議員会の開催など、法人の運営に係る負担も発生してまいります。また、自らの施設の予算や事業計画などの決定に当たって、この連携推進法人の意見を求めることが必要となる場合もあります。参画しようとする医療機関においてはこうしたことを踏まえていただく必要があり、さらには、同じく参画しようとするほかの医療機関などとも十分な協議を行い、意思統一することが重要であると考えています。

なので、県としては求めに応じて協議に加わることはやぶさかではありません。また、必要な助言なども行ってまいりたいと考えております。

横田委員 とにかくいろいろやれることを県も市もそれぞれやって、医療提供体制をしっかりと確保されるように、実際に赤字もたくさん出ていますし、これからまたしっかりと取組を進めて、私もまたいろいろ市とのかけ橋となってやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、医療圏と同様に、広域行政によって効率化を図ることで財政健全化を進めるという観点から、ごみ処理に関し質問します。

現在、県内では4つの一部事務組合と射水市でごみを処理され、富山市で家庭ごみ有料化に向けた議論が進んでおり、県内自治体はごみ有料化の流れとなっています。

この中で、ごみ袋はおのおの異なる規格の袋を用いていると存じます。そしてそのごみ袋は、入札、契約、生産、国外等からの輸送、保管、配送指示、地域内配送、小売店販売等が行われていますが、これを一括化することで、各自治体のコストダウンや輸送に係るCO₂削減等につながります。

そこで9点目として、県がごみ袋の共同調達に向けた検討を進めたらどうかと考えますが、竹内生活環境文化部長に所見を伺います。

竹内生活環境文化部長 家庭ごみの処理の有料化につきましては、御質問にございましたとおり、現在、富山地区広域圏の富山市が検討をしていらっしゃるかと承知しております。その他のごみ処理圏域の新川、高岡地区、砺波の各広域圏及び射水市では既に有料化され、それぞれ指定ごみ袋の販売価格という形で徴収をされております。

この指定ごみ袋でございますけれども、各広域圏及び市町の事情がございまして、袋の大きさ、厚み、透明度、素材、企業広告や分別、リサイクルの呼びかけの記載など様々な違いがございます。

例えばですけれども、射水市では、サトウキビの搾りかすを配合したバイオマスポリエチレンの袋を可燃ごみの指定袋としていらっしゃいます。また砺波市では、屋敷林の落ち葉についてグリーンバッグと称する厚手の専用の袋を提供するなど、独自の取組を行っていらっしゃいます。また、中には同一の広域

圏の団体間、つまり同じ処理施設で処理していらっしゃる、焼却していらっしゃる団体の間でも規格が異なるところもございます。一方で、既に高岡地区、新川の２つの広域圏では、それぞれの構成市町が共同で可燃ごみの袋を調達するなど業務効率化、コストダウン、環境負荷の低減につながる取組を進めていらっしゃるという状況でございます。

こうした事情を踏まえますと、現状、県全域での指定ごみ袋の共同調達、これに各市町村の参画というのはなかなか見込みにくいのではないかと考えますが、仮に、県に対して市町村から広域圏等を超えた共同調達に係る調整の要望等があれば、県と市町村等が参画いたします一般廃棄物対策推進協議会という場がございますので、こちらの場などで協議したいと思います。その際には、より脱炭素につながるごみ袋についても情報提供するなど、検討してまいりたいと考えております。

横田委員 広域連携、広域行政、効率化を図って、少ない人員あるいは限られた財源で市町村も都道府県も運営していかななくてはいけないということで、「ワンチームとやま」もありますし、そうした県の役割は、県として動くということもそうですし、市町村の支援ということも役割の一つです。自民党富山県議会議員会の１期の議員で勉強会に行ってきた、県の経営管理部長を務められた新田さんからは、県はしっかり市町村の下支えをして動きやすいように助けるという役割もあるんだという話もありました。要望があればということですけれども、県自ら主導的にしっかりやっていただくということを進めていただければと思っています。

次は、本県における喫緊の重要課題である震災復興に関し、その中で大きな課題である液状化対策の推進に向けて伺います。

この件に関しても、会派の針山委員等が質問されましたが、県の震災に係る復旧・復興ロードマップでは、令和６年度から

8年度にかけて液状化調査の実施及び液状化防止事業を行うとされており、現在その途上にあります。

県内の各被災市では、面的に対策が必要な中で、家屋の連担や長屋があるなどで、液状化対策工法として地下水位低下工法が取り上げられていると存じますが、当工法は、初期投資のみならず配水管の管理やポンプの定期交換などの維持管理費がかかります。加えて、熊本市の事例からですが、液状化対策施設の耐用年数は30年から50年であることから、施設の更新工事費用が数十年ごとに必要となります。なお、熊本市では、液状化対策施設の維持管理は市が実施し、耐用年数経過後の再工事は実施しない、耐用年数期間中に個人で住宅の耐震化を検討するよう進められています。ある意味、30年で各自で対策し、そのあとの、2回目の抜本的な工事はやりませんよと熊本市はこうしています。維持管理は払うと。

以上を踏まえ、液状化対策を進めるに当たり工法によって様々な費用が発生しますが、これは着工の判断に——1回着手すれば、その後かかるものはかかってきますので——影響を及ぼすことなどから、被災市と協議の上、費用負担の方向性を明確に示すべきと考えますが、金谷土木部長に所見を伺います。

金谷土木部長 液状化対策として行います地下水位低下工法では、御紹介ありましたとおり、工事完了後に排水ポンプの電気代や点検・修繕の費用、配水管の清掃などの維持管理が必要となります。

この維持管理費の費用負担につきましては、住民説明を重ねて決定されるものと理解をしておりまして、既に説明を行いました被災市では、被災された方々との対話を重ね、寄り添った対応に努められております。その説明会では、住民の費用負担を軽減あるいはなくしてほしいという御意見があったと伺っております。委員から費用負担の方向性を示すべきではないかと

いう御指摘がございました。これまで被災した各市では、被災の程度、対象となる戸数、被災者のニーズなどそれぞれ事情が異なる中、対策を検討され、被災された方々に向き合いながら、住民の意向を丁寧に伺って細やかに対応されていると承知をしております。

こうした中、県としましては、事情がそれぞれ違いますので、その状況に応じて検討が必要だと考えております。液状化対策が進みますよう、決して少くない維持管理費の負担を少しでも軽減させる方法がないかなど、今後、事業の進捗に伴って生じる課題に各被災市と連携して可能な対策を検討してまいりたいと考えております。

横田委員 熊本市の例を出しましたが、あそこはたしか政令市です。富山県内の市町は数万、10数万の人口規模、財政規模で、向こうは基金が設置されたとか事情が違います。県としても何もしないということはないでしょうけれども、しっかり市と県で連携して住民の皆さん、県民の皆さんを下支えしないと。そうでないとなかなか液状化対策も進まない、決断もできないかと思っておりますので、しっかりとお願いいたします。

次に、観光客が増加を続ける中、さらなる誘客による本県の活性化を目指し、観光振興について2点伺います。

新年度当初予算案には、「寿司といえば、富山」の関連の予算が複数計上されています。

これに関連し、トヤマエビは一般的にはボタンエビと呼ばれて流通していますが、この呼称の使用を県内外に働きかけ、提供するお店をPRすることなどによって、来訪者に食べてみたいと思っていただけるものと考えます。また、県名がついた食べ物がすしの食材ということで、「寿司といえば、富山」を一層印象づけることに寄与すると考えます。これは、観光客は観光地と一緒に御当地ならではの食べ物等を求めるものであり、

食品の種類は異なりますが、富山ブラックラーメンのようになればと考えるところです。

そこで１点目として、すしを入り口に本県の魅力を国内外へ発信する一助とするため、トヤマエビの名称をすしネタに活用してはどうかと考えますが、川津知事政策局長に所見を伺います。

川津知事政策局長 委員御紹介のとおり、トヤマエビは、ボタンの花のような美しい色合いから一般的にはボタンエビと呼ばれて流通しております。富山湾では５月から７月に最盛期を迎えまして、上品な甘みと濃厚なうまみを持つ大変人気のあるすしネタの一つでありまして、本県のみならず、実は日本海沿岸、それから北海道で多く漁獲されております。トヤマエビの名前の由来は、富山湾でよく取れたとか、初めて生息調査が行われたためと言われておりまして、このボタンエビが富山県の県名を冠したトヤマエビであることを普及させることは、委員から御指摘ありましたように本県のすしブランディングの強化につながると考えております。

県では、これまでも旬のすしネタを紹介します「すしカレンダー」でトヤマエビをＰＲしてまいりましたが、今後はすし店をはじめとする飲食店や漁業関係者等にトヤマエビの名称の使用を働きかけていきたいと思っております。また、富山ならではのストーリーを前面に打ち出すと印象に残りやすいため、名前の由来などトヤマエビに関するうんちくやこぼれ話をＳＮＳで発信したり、県内外で開催するイベント等でＰＲするなど、県名を冠したすしネタ、トヤマエビの露出機会を増やして、県内外に「寿司といえば、富山」というのを一層強く印象づけていきたいと考えております。

横田委員 ＳＮＳでも発信すると、名称の呼びかけも行うということで、それちゃどんなんやろ、食べてみたいなというような

意識醸成をして一層発展していけばいいなと思います。

続いて、会派の同志である鍋嶋議員も取り上げられた獅子舞の活用についてです。

私も保育園時代から40年近く獅子舞に携わっており、市議会議員時代には、平成18年3月に富山県教育委員会が発行した「とやまの獅子舞」百選に選出された高岡市内の13団体に呼びかけ、平成27年3月から富山の文化財「獅子舞」の保存継承・活用に係る意見交換会を複数回開催し、平成29年4月に高岡市長に意見書を提出しました。

このときの調査では、平成18年3月の富山県の獅子舞活性化マスタープラン研究委員会による「富山県の獅子舞芸能と祭礼」においては、本県の獅子舞伝承数は1,170件です。また、平成18年1月20日の地方紙によれば、県教育委員会調べでは、近隣県の獅子舞の件数は、石川県が約1,100件、新潟県が約400件、岐阜県が約370件となっており、同文化財課のコメントとして、「富山県が全国でトップなのは間違いない」とのことです。

この情報を念頭に、国内外の旅行者に選ばれるには、他都市との競合を避け、日本一のインパクトを基に観光振興策を展開する必要があります。この点で、全国で獅子舞に焦点を当てた事業等はなく、本県ではこれまでもとやま観光ナビでのPRや祭り・獅子舞を生かしたインバウンド需要の創出に取り組んでいますが、獅子舞伝承数日本一の強みを生かすべきと考えます。

なお、獅子舞は神事であり、地域ごとの行事との指摘がありますが、この点を踏まえて、越中国一宮と標榜する射水神社に伺ったところ、その昔には、現知事に当たる国司が、まず参拝してその国の安寧等を祈願し、その際に供物や伝統芸能が奉納されたところであり、事実、昭和29年の式年大祭の折に加賀藩圏域の獅子舞が射水に結集した記録があるとのことでした。

これらの事実を基に政教分離の関係を踏まえて、神様への奉

納ではなく競演会としたものです。

以上から、数ある観光地から富山が選ばれるよう、既に県内各自治体で行われている獅子舞関連事業を集約して日本獅子舞競演会を開催してはと考えますが、田中地方創生局長の所見をお聞かせください。

田中地方創生局長 全国的に見ても非常に多くの伝承数を誇ります本県の獅子舞は、本県の観光振興にとってのコンテンツとしてだけでなく、伝統文化や地域とのつながりを感じる機会になるとともに、その活動を通じた地域活性化など、多様な観点から重要な取組であると考えております。

県内では、獅子舞行事の伝承・活性化に向けまして、県内外の獅子舞を招いた競演会の開催でありましたりとか、獅子舞文化に関わる方のウェブ上での紹介など、住民や民間が主体となった取組が進められていると承知しております。

御提案のありました日本獅子舞競演会は、全国でも珍しい獅子舞に着目した取組として伝統文化の継承でありましたり、地域活性化の観点から意義深い取組であると感じております。

獅子舞は地域コミュニティと密着したものでございまして、住民の意向など地域によって実情も異なりますことから、まずは地域コミュニティ支援の主体である市町村と意見交換した上で、住民の皆様や民間が主体となった活動を支援していくことが重要と考えます。

県ではこれまでも市町村と連携いたしまして、地域や民間事業者による地域資源を生かした地域活性化の取組を支援しております。また、観光庁の補助事業を活用いたしました歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクトにおきましては、獅子舞の魅力の発信でありましたり、県内事業者と連携したグッズ開発などにも取り組んでおります。

今後とも市町村と連携しながら、住民や民間の皆様が主体と

なったこうした地域資源を活用した地域活性化の取組を促進してまいりたいと考えております。

横田委員 ありがとうございます。全国市区町村が1,741あって、それ分の1の高岡市や射水市や氷見市やということではなくて、やはりここは国内外から集めるということで——たしか秋田県に全国花火競技大会、いわゆる「大曲の花火」がありますが——、そういう日本レベルのものがあるんだ、それちゃどんなんやろということで、さっきのすしも、どんなイベントなんやということで皆さん興味を持っていただくようにすれば、それがやはり郷土愛の醸成とか誇りにつながると。上京していた、私の友達も仕事を放り出して戻ってきたりとか、仕事があっても休暇を取ってくるとか、そういった誇りとか郷土愛の醸成、移住・定住などにもいろいろつながると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、人口減少対策に関して2点伺います。

国は、国土利用計画で持続可能な国土利用・管理といった基本方針の下、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組を推進するとしていますが、その一方で、農地は土地改良区に賦課金を支払っている場合は制度が活用できないとの相談が寄せられるなどしています。

そこで、持続可能な県土管理のため、相続土地国庫帰属制度について、国に制度の改善を求めたらどうかと考えますが、竹内生活環境文化部長に所見を伺います。

竹内生活環境文化部長 相続等により取得した土地を国庫に帰属させる、御質問にありました相続土地国庫帰属制度が令和5年の4月から開始されております。この制度では、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするといったモラルハザードが発生するおそれを考慮しまして、通常の管理または処分に当たって追加的な費用または労力を要する土地は対象外とす

ること、標準的な土地管理費相当額の10年分の負担金を納めることを要件に、法務局による審査を経て国庫帰属の可否を決定するということとされております。本県では、令和5年度に16件、令和6年度に17件の実績があったと伺っております。

御質問にありました農地につきましては、土地改良区への賦課金の支払いがあったということで、この支払いが通常の管理費用を超えるものとされ、当該農地の国庫帰属が承認されなかったものと推察いたしますが、仮に承認されない理由がそれだけだったとすれば、土地改良区と協議し、賦課金を全額支払うということで国庫帰属の対象となり得ると考えます。また、農地の相続に当たりましては、農地中間管理機構が仲介いたします農地売買事業、そして担い手農家との貸し借りを設定いたします農地バンク事業といった既存のほかの制度を活用することも可能でございます。

県では、農地の相続や活用方法についてセミナー、相談会などを実施しております。農地バンク事業の活用等を促しているところでございます。さらに、一部の市町村では、貸付け、売渡し希望農地を一般公開している団体もございます。

相続土地国庫帰属制度は、法施行から5年経過後に施行状況の結果に基づいて必要な措置を講ずるとされております。県としましては、今後の制度の運用状況等を確認の上、制度改正の必要があると考えた場合には、国に改正の要望を行う等対応してまいりたいと考えます。

横田委員 年間僅か数万円の賦課金によって、近隣に迷惑がかかっても駄目だということで、この制度を活用しようとする方が困っておられると。土地改良区とか農業委員会、市役所、法務局、いろいろたらい回しになられたようでありまして、実際にそういった事例もあるということで、いわゆる制度が絵に描いた餅にならないようにしっかり活用されて、今の活用バンクに

登録して活用いただくのも一つでしょうし、それを国家にお戻しするというのも一つですし、いろいろな選択があると思うのですが、それぞれが、皆さんが選択したものがしっかり実行できる環境をしっかりとつくっていければなと思っております。

次に、例年住民の皆さんに河川の清掃作業を実施していただいています。その一つである私の地元高岡市に流れる県の管理河川の千保川では、道路沿いから川底に向けて架けられている橋を降りて清掃作業をされています。その中で、自治会の担い手不足と高齢化が進んで非常に危険な作業となってきました。

そこで、本項の２点目に、河川区域内に草木が生えてこないような——そもそも毎年そういった作業が生じていますが——、そうした対策を取るなど、抜本的な対策を講じてはと考えますが、金谷土木部長に所見を伺います。

金谷土木部長 県管理河川の清掃につきましては、県だけではなくて市町村や住民などにも御協力を頂いております。御紹介いただきました高岡市の千保川でございますけれども、「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」が川沿いの町内会に呼びかけられて、今年度は31団体、延べでありますけれども580人の方が川の清掃や除草を行っていただきまして、県と市では、出てきましたごみなどの回収と処分を行ったところでございます。このほか県では、可能な限りでありますけれども、危険な箇所の除草や土砂の撤去を行っております。

こうした団体の活動に対しまして、県ではふるさとリバーボランティア支援制度を設けております。今年度は県内38の河川、団体の数では59で清掃を実施いただいております。この制度は、3年間を上限に清掃などの美化活動に要する経費を年1万円まで補助するものでありまして、千保川では4団体が登録され、活動をしていらっしゃいます。

昨年 8 月の官民協働事業レビューでは、この制度の見直しについて御意見を頂いておりまして、新年度は団体の活動実態や課題、それからニーズ等に関するアンケートを行いまして、制度の見直しに向け検討を始めていく予定としております。

また、御指摘いただきましたとおり、県内のボランティアの団体からは、高齢化に伴いまして担い手不足という声が届けられております。県では、今年度からになりますけれども、草刈り作業の負担を軽減するため、ラジコン型の草刈り機械など 7 台の貸出しを始めております。使える場所はもちろん限られるわけでありまして、新年度はさらに 1 台追加いたしまして 8 台を貸し出す予定であります。

県では河川の治水安全度の向上を図るしゅんせつや伐木を進める予定としておりますし、引き続き清掃については、町内会等の御協力が得られるよう、団体との意見交換を行いまして、可能な方策というのを検討してまいります。

横田委員 ラジコン型の草刈り機械の話もありまして、恐らく平面の部分、この護岸の斜めになっている部分にはなかなか使えないのではないかなとも思いますし、千保川は玉状の石が積み上がった、石と石の間になってくる。であれば、それを面的に埋めてしまつて根本的に生えなくすれば、行政としても住民としても楽なんじゃないかなと。はしごだとか、あるいは清掃作業中に転落すれば大事故になります。過去には水路とか河川で流木が引っかかって、それで越水したとかということで、管理を適正に管理しなくてはいけないということもありますので、その辺は、高齢化が進むとか成り手がいないといったところも捉えながら、対策をしっかりと講じていただければと思います。

以上、予定していました質問、初めてということでもちょっと足早になりまして、今回の最後の人口減少対策で、この後、若

者の移住・定住とかまちのにぎわい創出に向けて、地元の法科大学が募集を停止したといった関係もありまして、それをどうするかということも考えなくてははいけません。富山県から法学部がなくなるということにもなってきます。大学が創設されれば、地元でまずは学んで、その先に中央省庁の移転で働く場所、学んで働いて、そして地域に根差すと。地方の衰退がしない、活性化した地方をどうつくっていくかと、こうしたことをいろいろ、本当に考えることはたくさんあります。そうしたことで、この件については、これから関係者、当事者の意向も踏まえながら丁寧に進めたいと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

武田委員長 横田委員の質疑は以上で終了しました。